

国民健康保険の被保険者の窓口負担が70～74歳の係直に見えます

■問合せ
住民課国保医療グループ
☎76-3002

70～74歳の被保険者に係る窓口負担の見直しが4月1日から実施される予定となっています。窓口負担は、法律上2割となつていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。高齢の方の生活に大きな影響が生じるのではないよう、4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されます。

◆平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）

70歳の誕生月の翌月（ただし、各月1日が誕生日の方はその月）の診療から、窓口負担が2割になります。

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

ります。

◆平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）

平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。

★一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

国民年金の後納制度

■問合せ
年金事務所（お客様相談室）
☎0143-50-1004
住民課・戸籍年金グループ
☎74-3002

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。

また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に納め忘れた保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までと

なっています。お早めに申込みください。

後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限（平成26年3月31日）までに納付をお願いします。使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますの

で「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

【注意】

平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年4月以降は納付できません。

後納制度の申込み・納付書の再発行のお問合せは国民年金保険料専用ダイヤル（ナビダイヤル）0570・0111・050

※050から始まる電話でおかけになる場合は03・6731・2015

◆お問合せの際は基礎年金番号がわかるものをご用意ください、
受付時間 月曜日 8時30分～19時 / 火～金曜日 8時30

分～17時15分 / 第2土曜日 9時30分～16時

洞爺湖町収納対策推進本部からのお知らせ

■問合せ
住民課国保医療グループ
☎74-3002
収納対策推進本部事務局
☎74-3003

後期高齢者医療保険料は納期限までに納めましょう。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を国民全体で支えあいながら、高齢者が将来にわたって安心して医療を受けられるようにするための制度です。

原則、年金からの天引き（特別徴収）により保険料を納めていただく、年金から天引きできない方については、納付書又は口座振替（普通徴収）により保険料を納めていただいています。



特別な事情がなく滞納した場合、もしくは納付相談に応じない場合など、納期限を守って納付されている方との公平性を保つため、次の措置を講じる場合があります。

後期高齢者医療制度に基づく措置

◆3カ月以上滞納が続き、督促状や催告書を送知しても納付の意思が見受けられず、また納付相談に応じようとしない場合は、有効期間が通常より短い6カ月の「短期保険証」が交付され、後期高齢者医療担当窓口での納付相談後の交付となります。

◆「短期保険証」が交付された以降も、納付の意思が見受けられず完納の見込みがない場合は、医療機関の窓口で全額自己負担いただく「資格証明書」が交付されることがあります。

「地方税法に基づく措置」

督促状や催告書を知しても納付の意思が見受けられない場合は、財産調査の上、滞納処分（預金・給与・不動産等の差押）を行うことがあります。

特別な事情により、納期限までに納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。